

（詳細版）「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル（2025 年度）

訂正内容（正誤表）

訂正項目	対象頁	誤	正
3－1－1 1 自社から調達する場合の手続	P.31	●【 自社調達は利益排除が必要 】助成先等の自社内から調達を行う場合は、調達金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください。経費の計上には、 製造原価又は仕入原価 を用いてください。	【 自社調達は利益排除が必要 】助成先等の自社内から調達を行う場合は、調達金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください。経費の計上には、 原価（製造原価又は仕入原価等） を用いてください。
3－1－1 1 自社から調達する場合の手続	P.31	① 製造原価又は仕入原価 を証明する方法	① 原価（製造原価又は仕入原価等） を証明する方法
3－4－4－4 借料（リース料、レンタル料、ソフトウェアライセンス料等） ●借料計上の留意点	P.78	➤【 ファイナンス・リースは計上不可 】原則、ファイナンス・リース契約は計上できません。	➤【 ファイナンス・リースは条件付きで可能 】条件を満たせばファイナンス・リース契約による調達は可能です（P.37 を参照してください）。

訂正項目	対象頁	誤	正
処分制限期間中の財産処分に係る「NEDO 承認」及び「NEDO への納付」の要/不要フローチャート	P.139		

訂正項目	対象頁	
処分制限期間中の財産 処分に係る「NEDO 承認」及び「NEDO への納付」の要/不要フローチャート	P.139	誤
		貸付け【処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更】 - 無償貸付 - その他の無償貸付 - 助成目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に(当該年度を超えない範囲で)行う貸付け※2 NEDO 承認の要/不要 (番号は経済産業省通達の番号) 【要承認】 3 (1) 【要報告書】 P.179 5 (1) ③ 【要承認】
処分制限期間中の財産 処分に係る「NEDO 承認」及び「NEDO への納付」の要/不要フローチャート	P.140	正
		廃棄【処分制限財産(設備に限る。)の使用を止め、廃棄処分すること】 取壊し【処分制限財産(施設(土地を含む)に限る)の使用を止め、取り壊すこと】 - その他の取壊し又は廃棄 - 災害又は火災により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合 NEDO 承認の要/不要 (番号は経済産業省通達の番号) 【要承認】 3 (1) 【要報告書】 P.179 5 (1) ②
処分制限期間中の財産 処分に係る「NEDO 承認」及び「NEDO への納付」の要/不要フローチャート	P.140	誤
		廃棄【処分制限財産(設備に限る。)の使用を止め、廃棄処分すること】 取壊し【処分制限財産(施設(土地を含む)に限る)の使用を止め、取り壊すこと】 - その他の取壊し又は廃棄 - 災害又は火災により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合 NEDO 承認の要/不要 (番号は経済産業省通達の番号) 【要承認】 3 (1) 【要報告書】 P.200 5 (1) ③ 【要承認】
処分制限期間中の財産 処分に係る「NEDO 承認」及び「NEDO への納付」の要/不要フローチャート	P.140	正
		廃棄【処分制限財産(設備に限る。)の使用を止め、廃棄処分すること】 取壊し【処分制限財産(施設(土地を含む)に限る)の使用を止め、取り壊すこと】 - その他の取壊し又は廃棄 - 災害又は火災により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合 NEDO 承認の要/不要 (番号は経済産業省通達の番号) 【要承認】 3 (1) 【要報告書】 P.200 5 (1) ②

訂正項目	対象頁	誤																																				
記載例 5 - 9. 自主点検リスト (2/2)	P.190	NEDO研究開発事業 自主点検リスト(標準) その2 事業者名称: _____ 事業名: _____ 確認者(経理責任者): _____ 検査対象期間: 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 契約管理(事業)番号: _____ ※ 助成は、課題設定型産業技術開発費助成事業が対象 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象項目</th><th>点検事項</th><th>委託</th><th>助成</th><th>点検ポイント</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">補助員費</td><td>雇用契約(正社員を除く)</td><td>●</td><td>●</td><td>給与額、雇用期間が明示された雇用契約や人事上の発令手続がとられている。</td></tr> <tr> <td>額の適正性</td><td>●</td><td>●</td><td><本人と委託先との間で直接雇用契約があり、健保等級を有している場合> 健保等級は最新のものを適用している。 <健保等級を有していない場合(適用しない場合)> 計上額が日額14,000円/人(交通費込)を超過していない。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">消耗品費</td><td>対象</td><td>●</td><td>●</td><td>取得価額が10万円(税込)未満または使用可能期間が1年未満のものを計上している。</td></tr> <tr> <td>試作品</td><td>●</td><td>●</td><td>一般事務用品は、当該事業にのみ使用したことが確認できるものを計上している。 製作・取得金額(費用の総計)が50万円(委託は税込、助成は税抜)以上となる試作品(資産登録しないもの)を1年以上保有していない。 現有(1年未満)の試作品数(個)、廃棄予定(年 月)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">旅費</td><td>出張の適正性</td><td>●</td><td>●</td><td>出張報告書を作成している。</td></tr> <tr> <td>額の適正性</td><td>●</td><td>●</td><td>計上額は、事業者の旅費規程に基づき算出している。</td></tr> <tr> <td>支払</td><td>●</td><td>●</td><td>計上額は、出張者本人に支払っている。</td></tr> </tbody> </table>	対象項目	点検事項	委託	助成	点検ポイント	補助員費	雇用契約(正社員を除く)	●	●	給与額、雇用期間が明示された雇用契約や人事上の発令手続がとられている。	額の適正性	●	●	<本人と委託先との間で直接雇用契約があり、健保等級を有している場合> 健保等級は最新のものを適用している。 <健保等級を有していない場合(適用しない場合)> 計上額が日額14,000円/人(交通費込)を超過していない。	消耗品費	対象	●	●	取得価額が10万円(税込)未満または使用可能期間が1年未満のものを計上している。	試作品	●	●	一般事務用品は、当該事業にのみ使用したことが確認できるものを計上している。 製作・取得金額(費用の総計)が50万円(委託は税込、助成は税抜)以上となる試作品(資産登録しないもの)を1年以上保有していない。 現有(1年未満)の試作品数(個)、廃棄予定(年 月)	旅費	出張の適正性	●	●	出張報告書を作成している。	額の適正性	●	●	計上額は、事業者の旅費規程に基づき算出している。	支払	●	●	計上額は、出張者本人に支払っている。
対象項目	点検事項	委託	助成	点検ポイント																																		
補助員費	雇用契約(正社員を除く)	●	●	給与額、雇用期間が明示された雇用契約や人事上の発令手続がとられている。																																		
	額の適正性	●	●	<本人と委託先との間で直接雇用契約があり、健保等級を有している場合> 健保等級は最新のものを適用している。 <健保等級を有していない場合(適用しない場合)> 計上額が日額14,000円/人(交通費込)を超過していない。																																		
消耗品費	対象	●	●	取得価額が10万円(税込)未満または使用可能期間が1年未満のものを計上している。																																		
	試作品	●	●	一般事務用品は、当該事業にのみ使用したことが確認できるものを計上している。 製作・取得金額(費用の総計)が50万円(委託は税込、助成は税抜)以上となる試作品(資産登録しないもの)を1年以上保有していない。 現有(1年未満)の試作品数(個)、廃棄予定(年 月)																																		
旅費	出張の適正性	●	●	出張報告書を作成している。																																		
	額の適正性	●	●	計上額は、事業者の旅費規程に基づき算出している。																																		
	支払	●	●	計上額は、出張者本人に支払っている。																																		
		正																																				
		NEDO研究開発事業 自主点検リスト(標準) その2 事業者名称: _____ 事業名: _____ 確認者(経理責任者): _____ 検査対象期間: 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 契約管理(事業)番号: _____ ※ 助成は、課題設定型産業技術開発費助成事業が対象 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象項目</th><th>点検事項</th><th>委託</th><th>助成</th><th>点検ポイント</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">補助員費</td><td>雇用契約(正社員を除く)</td><td>●</td><td>●</td><td>給与額、雇用期間が明示された雇用契約や人事上の発令手続がとられている。</td></tr> <tr> <td>額の適正性</td><td>●</td><td>●</td><td><本人と委託先との間で直接雇用契約があり、健保等級を有している場合> 健保等級は最新のものを適用している。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">消耗品費</td><td>対象</td><td>●</td><td>●</td><td>取得価額が10万円(税込)未満または使用可能期間が1年未満のものを計上している。</td></tr> <tr> <td>試作品</td><td>●</td><td>●</td><td>一般事務用品は、当該事業にのみ使用したことが確認できるものを計上している。 製作・取得金額(費用の総計)が50万円(委託は税込、助成は税抜)以上となる試作品(資産登録しないもの)を1年以上保有していない。 現有(1年未満)の試作品数(個)、廃棄予定(年 月)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">旅費</td><td>出張の適正性</td><td>●</td><td>●</td><td>出張報告書を作成している。</td></tr> <tr> <td>額の適正性</td><td>●</td><td>●</td><td>計上額は、事業者の旅費規程に基づき算出している。</td></tr> <tr> <td>支払</td><td>●</td><td>●</td><td>計上額は、出張者本人に支払っている。</td></tr> </tbody> </table>	対象項目	点検事項	委託	助成	点検ポイント	補助員費	雇用契約(正社員を除く)	●	●	給与額、雇用期間が明示された雇用契約や人事上の発令手続がとられている。	額の適正性	●	●	<本人と委託先との間で直接雇用契約があり、健保等級を有している場合> 健保等級は最新のものを適用している。	消耗品費	対象	●	●	取得価額が10万円(税込)未満または使用可能期間が1年未満のものを計上している。	試作品	●	●	一般事務用品は、当該事業にのみ使用したことが確認できるものを計上している。 製作・取得金額(費用の総計)が50万円(委託は税込、助成は税抜)以上となる試作品(資産登録しないもの)を1年以上保有していない。 現有(1年未満)の試作品数(個)、廃棄予定(年 月)	旅費	出張の適正性	●	●	出張報告書を作成している。	額の適正性	●	●	計上額は、事業者の旅費規程に基づき算出している。	支払	●	●	計上額は、出張者本人に支払っている。
対象項目	点検事項	委託	助成	点検ポイント																																		
補助員費	雇用契約(正社員を除く)	●	●	給与額、雇用期間が明示された雇用契約や人事上の発令手続がとられている。																																		
	額の適正性	●	●	<本人と委託先との間で直接雇用契約があり、健保等級を有している場合> 健保等級は最新のものを適用している。																																		
消耗品費	対象	●	●	取得価額が10万円(税込)未満または使用可能期間が1年未満のものを計上している。																																		
	試作品	●	●	一般事務用品は、当該事業にのみ使用したことが確認できるものを計上している。 製作・取得金額(費用の総計)が50万円(委託は税込、助成は税抜)以上となる試作品(資産登録しないもの)を1年以上保有していない。 現有(1年未満)の試作品数(個)、廃棄予定(年 月)																																		
旅費	出張の適正性	●	●	出張報告書を作成している。																																		
	額の適正性	●	●	計上額は、事業者の旅費規程に基づき算出している。																																		
	支払	●	●	計上額は、出張者本人に支払っている。																																		

※ なお、NEDO ホームページに掲載しております PDF 版につきましては、上記の訂正に加え、誤字・脱字等の修正をしています。